

速度超過違反に係る処分量定の具体的基準

このことについて、職員の懲戒処分に関する運用基準における交通法規違反のうち速度超過違反に係る処分量定について、下記のとおり具体的基準を定めたい。

記

違反内容	処分
一般道路：30km/h 以上 40km/h 未満 高速道路：40km/h 以上 50km/h 未満	減給 1 月
一般道路：40km/h 以上 50km/h 未満 高速道路：50km/h 以上 60km/h 未満	減給 2 月
一般道路：50km/h 以上 高速道路：60km/h 以上	減給 3 月以上 または停職

上記の基準については、平成 19 年 7 月 1 日以降の速度超過違反について適用する。

職員の懲戒処分に関する運用基準

4 交通事故・交通法規違反関係

項 目	具 体 的 な 内 容	処分量定
(3) 交通法規違反	ア 酒酔い運転をした職員または酒気帯び運転をした職員	免職または停職
	イ 酒酔い運転もしくは酒気帯び運転となることを知りながら他の者に車両・酒類を提供した職員または酒気帯び運転であることを知りながら要求・依頼してこれに同乗した職員	免職または停職

	ウ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員	停職または減給
	エ イの場合において物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした職員	停職または減給

(改正経過)

1 平成27年9月25日改正

処分量定の具体的基準の改正

ただし、この基準は、平成27年10月1日以降の違反について適用する